

川本町プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

1. 事業の趣旨

川本町では、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム付商品券を発行・販売いたします。

これに伴い、町内における事業者において、商品券を使用することができる取扱事業者を募集します。

2. 事業の概要

- 商品券名称 「川本町プレミアム付商品券」
- 販売額 4,000円(1冊)単位で販売
※額面500円券×10枚を4,000円で販売
プレミアム率:20%の割引にて販売
- 購入対象者 (1) 2019年度住民税非課税者
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます
(2) 平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に出生した子の世帯主(対象の子の人数分購入可)
- 販売上限 (1) 非課税者1人当たり額面25,000円
(販売価格20,000円)
(2) 子育て世帯主は子の数×額面25,000円
(販売価格20,000円)
- 有効使用期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日
- 販売期間 令和元年10月1日から令和2年2月29日
- 販売窓口 川本町商工会にて販売

3. 商品券取り扱い遵守事項

取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 川本町プレミアム付商品券は、川本町内の商品券取扱店舗等のみで利用可能とします。
- (2) 商品券の転売、現金との換金、再流通、偽造等の不正行為をしてはならない。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名や担当者等の印を押印または記入することとし、再流通防止のため、既に押印等があるものは、受け取ってはならない。
- (4) 使用有効期間を経過した商品券は受け取ってはならない。
- (5) 使用者が使用する商品券について、明らかに偽造されたものを受け取ってはな

らない。

また、その事実を速やかに町へ報告すること。

- (6) 汚損・破損した商品券は、「プレミアム付商品券」として判別不能なものについては受け取ってはならない。
- (7) 商品券の額面は500円単位であり、額面以下の使用についてはお釣りをだすことはできない。
- (8) 商品券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して、町及び商工会はその責を負わない。
- (9) 商品券の換金は指定された期日までに行うこと。
- (10) 川本町プレミアム付商品券事業における登録店舗に生じた費用や損害については、町及び商工会はその責を負わない。

4. 応募要件

川本町内において事業を営む事業者で、次のいずれかに該当する事業者は除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- (2) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる事業者
- (4) 次の商品券利用対象外の取引、商品のみを取り扱う店舗等
 - ・不動産や金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) その他町長が不適と認める者

5. 申請方法

申請手続きは、この「募集要項」に同意の上、「取扱事業者登録申請書」に必要な事項を記入し、申請窓口へ提出して行う。「取扱事業者登録申請書」は川本町商工会または川本町役場健康福祉課にあります。また、川本町ホームページからダウンロードもできます。この事業の「取扱事業者公募業務」、「プレミアム付商品券販売業務」、「換金業務」については、業務委託先の川本町商工会が行いますので、申請受付窓口は川本町商工会となります。申請は郵送でも可です。

提出された申請書について記載事項及び上記応募要件についての審査を経た後、「川本町プレミアム付商品券取扱事業者」として登録いたします。

6. 申請期間

令和元年8月13日（火）から令和元年9月13日（金）まで
※募集期間後も随時受付いたしますが、その場合、商品券購入者へお渡しする取扱事業者一覧に掲載はされませんのでご注意ください。

7. 換金窓口

換金窓口は業務委託先の川本町商工会となります。換金は月次締めで行います。
換金手数料はかかりません。

8. 換金最終締切

換金最終締切期限は令和2年4月30日（木）です。この期限を経過すると換金に応じることができませんので、ご注意ください。

9. お問い合わせ先

川本町商工会	電話：72-0123	FAX：72-2516
川本町役場健康福祉課	電話：72-0633	FAX：72-0635